

平成30年度実績評価書

令和元年 8 月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成30年8月に、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」を作成したところ、このたび、基本計画及び「令和元年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画」（令和元年8月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」において示した18の業績目標のうち5の業績目標の実現状況についてそれぞれ評価を行った。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している（施策全般に関わる事業については、記載を省略している。）。

凡 例

本評価書における用語等の意義は、次のとおりである。

1 (1) 刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

ウ 窃盗犯・・・窃盗

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、

背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

オ 風俗犯・・・賭博、わいせつ

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ぐ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によつて起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

- (5) 送致件数
警察において送致・送付した事件の件数をいう。
- (6) 送致人員
警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。
 - ※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。
 - ※ 統計、図表その他の計数資料における平成28年度以前の「強制性交等」の各種数値は、強姦事件の数を、平成29年度中の「強制性交等」の各種数値は、強姦並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷事件の数を、それぞれ計上している。
 - ※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 各業績指標の達成度の評価基準

- (1) 達成：◎
指標を全て達成していると認められるもの
- (2) おおむね達成：○
指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
- (3) 達成が十分とは言い難い：△
指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

6 各業績目標の達成度の評価基準（各行政機関共通区分）

原則として次の区分によるが、全ての業績指標で目標が達成された場合であっても、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、今後の政策の発展可能性等を考慮して、「目標超過達成」又は「目標達成」と評価しないことがより適切と考えられるときは、「相当程度進展あり」等と厳格に評価を行っている。

- (1) 目標超過達成：●
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
- (2) 目標達成：◎
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- (3) 相当程度進展あり：○
一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
- (4) 進展が大きくない：△

一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

(5) 目標に向かっていない：×

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

7 評価結果の政策への反映の方向性について

(1) 引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

(2) 改善・見直し

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

(3) 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ ページ番号の記載がない施策については、モニタリングを実施

基本目標	業績目標	ページ
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	-
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	-
	3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	-
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	-
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	-
	3 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	1
	4 捜査への科学技術の活用	4
	5 被疑者取調べの適正化	-
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	6
	2 国際組織犯罪対策の強化	9
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	-
	2 運転者対策の推進	-
	3 道路交通環境の整備	-
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	-
	2 災害への的確な対処	-
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	-
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	-
7 安心できるIT社会の実現	1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	12

平成30年度実績評価書

基本目標2 業績目標3

(警察庁30-①)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化					
業績目標の説明	振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。 <small>注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称であり、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性とのお付き合い名目等の詐欺がある。</small>					
業績目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>	265,690 <136,792,574>
		補正予算(b)	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	
		繰越し等(c)	0 <8,080,084>	0 <18,154,694>		
		合計(a+b+c)	153,286 <152,048,563>	185,167 <178,264,623>		
執行額(千円)	89,632 <124,164,629>	152,510 <117,470,023>				
<small>※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。</small>						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化					
	○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定) 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 7 安全で安心な暮らしの実現 (4) 暮らしの安全・安心 ①治安・司法					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
		認知件数(件)	11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	14,316	16,496
		振り込め詐欺	9,204	11,256	12,741	13,605	17,926	12,946	16,314
		振り込め詐欺以外	2,794	2,136	1,083	549	286	1,370	182
		被害総額(億円)	489.5	565.5	482.0	407.7	394.7	467.9	363.9
		振り込め詐欺	258.7	379.8	393.7	375.0	378.1	357.1	356.0
	振り込め詐欺以外	230.8	185.7	88.3	32.6	16.7	110.8	7.9	
	<small>(令和元年5月捜査第二課作成)</small>								
	達成状況:◎		達成目標	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。					
業績指標②	項目	基準					実績		
特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年	
	検挙件数(件)	3,419	3,252	4,112	4,471	4,644	3,980	5,159	
	振り込め詐欺	2,519	2,351	3,555	3,914	4,361	3,340	5,026	
	振り込め詐欺以外	900	901	557	557	283	640	133	
	検挙人員(人)	1,774	1,985	2,506	2,369	2,448	2,216	2,686	
	振り込め詐欺	1,213	1,486	2,080	2,165	2,333	1,855	2,609	
振り込め詐欺以外	561	499	426	204	115	361	77		
<small>(令和元年5月捜査第二課作成)</small>									
達成状況:○		達成目標	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
	特殊詐欺の検挙率	特殊詐欺の検挙率(%)	28.5	24.3	29.7	31.6	25.5	27.9	31.3
		(令和元年5月捜査第二課作成)							
	参考指標②	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)	検挙件数(件)	4,277	4,222	4,027	4,084	4,405	4,203	4,122	
	検挙人員(人)	2,647	2,723	2,757	2,905	3,307	2,868	3,046	
(令和元年5月捜査第二課作成)									
注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座詐欺及び盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪収益移転防止法違反並びに携帯電話不正利用防止法違反の検挙件数及び検挙人員を計上している。									

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 総合的な特殊詐欺対策の推進【行政事業レビュー対象事業:32 特殊詐欺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手交型(注4)の事案の捜査の推進のため、「だまされた振り作戦」を積極的に実施し、平素からそのための態勢整備を図るよう都道府県警察に対し指導した。 ・ 検挙した被疑者の供述等に基づく突き上げ捜査や、拠点摘発等の際に押収した資料の分析等を通じて、犯行グループの中核被疑者を特定し、検挙を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 個々の特殊詐欺事件の実行犯検挙や突き上げ捜査に加えて、事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、非行少年等に対しても、部門や所属の垣根を越えて情報収集や取締りを行うよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 被害金原資対策のため、被害金の調達先となっている金融機関等に対し、被害者に対する声掛けや警察への通報、一定年数以上振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円(又は極めて少額)とする取組の推進について働き掛けるよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 電子マネー型(注5)への対策として、コンビニエンスストアと連携し、電子マネー購入者への声掛け、電子マネー購入時のチラシ等の啓発物品の配布等の取組を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 収納代行利用型(注6)への対策として、コンビニエンスストアや収納代行会社と連携し、利用者への声掛け、クリアファイル等の啓発物品の配布、端末機の画面に注意喚起を表記するなどの被害防止対策を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。 ・ 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、電話を事実上利用できなくする「警告電話事業」を平成29年度に開始し、平成30年度中対象となった6,899番号のうち4,375番号(63.4%)に効果があった。 <p>注4 被害者が現金等を自宅等に受け取りにきた犯人に直接手渡す形態 注5 電子マネーを購入させ、そのIDを教えるよう要求し、プリペイドカードの額面分の金額(利用権)をだまし取る形態 注6 架空の有料サイト利用料金等の支払いを求められた被害者が、コンビニエンスストア等で収納代行(通販会社等の代金や公共料金の支払いにおいて、利用者が本来支払うべき相手に直接支払うのではなく、コンビニエンスストア等において支払うことにより、当該コンビニエンスストア等から通知を受けた業者(収納代行会社)が、以後の決済手続を代行するもの)の方法で支払を要求され、代金として支払った金額をだまし取られる形態</p>
	<p>○ 関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各道府県警察から派遣された捜査員により構成される「振り込め詐欺等首都圏派遣捜査専従班」が、各道府県警察からの捜査共助の依頼を受け、首都圏内における基礎捜査等に従事することにより、関係警察相互の連携を図った。 ・ 都道府県警察に対して、部門間の連携による情報収集や都道府県警察間の合同捜査、共同捜査等による犯行拠点の摘発等を推進するよう指示した。 ・ 全国会議等を開催し、各種検挙方策や施策について情報共有等を図った。
	<p>○ 広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業:32 特殊詐欺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯教室、巡回連絡等の機会やテレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進したほか、幅広い世代に対して発信力を有する著名な方々による「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム(略称:SOS47)と連携するなどし、高齢者を取り巻く家族への働き掛けを強化し、高齢者被害防止の気運の醸成を図る取組を推進した。 ・ 通信事業者等と連携して、犯行グループからの電話を受けないようにするための機器の普及促進に努めた。 ・ 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した高齢者の名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。
	<p>○ 特殊詐欺対策のための資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:31 効率的捜査の更なる推進】</p> <p>特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進のための各種資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備した。</p>
	<p>○ 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。 ・ 特殊詐欺に悪用されるMVNO(仮想移動体通信事業者)が提供する携帯電話についても、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否のため、事業者に対する情報提供を推進した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標①については、平成30年中の認知件数及び被害総額が、振り込め詐欺及びそれ以外の特殊詐欺のいずれも前年と比較して減少しており、目標を達成した。 業績指標②については、振り込め詐欺以外の特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員が過去5年間の平均値を下回ったものの、特殊詐欺全体の検挙件数及び検挙人員は、いずれも過去5年間の平均値を上回ったことから、おおむね目標を達成したと認めた。 したがって、一部の業績指標で目標は達成されなかったものの、総じて現行の取組は効果が認められることから、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、金融機関やコンビニエンスストア等の事業者と連携した被害防止対策や、広報啓発活動の推進等により、認知件数や被害総額の減少につながったものと認められる。 業績指標②については、犯行拠点の摘発や「だまされた振り作戦」等による実行犯の検挙、突き上げ捜査の推進、関係警察間・部門間の連携による犯行組織の実態解明・取締りの強化等により、検挙件数・人員の増加につながったものと認められる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 特殊詐欺は、依然として高齢者を中心に被害が高水準で推移するなど厳しい情勢が続いており、検挙・予防の両面からの対策を強化する必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を令和元年度の目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 各都道府県警察において検挙活動が強化されているが、犯行グループの壊滅に向けた取組、犯行に利用される電話への対策をより一層推進する必要がある。また、高齢者の被害や、多発する手口による被害を防止するため、一般的な広報啓発活動にとどまらず、金融機関等との連携や、高齢者やその家族等に対するより直接的・個別的な働き掛け等の官民一体となった被害防止対策を推進する必要がある。	
学識経験を有する者の知見の活用	令和元年6月27日に開催した第36回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 犯罪統計 ○ 「平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について(確定値版)」(令和元年5月警察庁刑事局捜査第二課・生活安全局生活安全企画課)		
政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	政策評価実施時期	令和元年8月

平成30年度実績評価書

基本目標2 業績目標4

(警察庁30-②)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	捜査への科学技術の活用					
業績目標の説明	科学技術の急速な発達、情報化社会の著しい進展等に的確に対応し、客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実、鑑識・鑑定技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等、捜査への科学技術の活用を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>	265,690 <136,792,574>
		補正予算(b)	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	/
		繰越し等(c)	0 <8,080,084>	0 <18,154,694>	/	/
		合計(a+b+c)	153,286 <152,048,563>	185,167 <178,264,623>	/	/
執行額(千円)	89,632 <124,164,629>	152,510 <117,470,023>	/	/		
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充					
	○ 「死因究明等推進計画」(平成26年6月13日閣議決定) 第1 死因究明等推進計画策定の基本的な考え方 3 死因究明等推進計画策定の基本的構成 (2) 重点的施策 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備					
	○ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定) 4 目的達成のための施策 4.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 4.2.1 国民・社会を守るための取組 (2) サイバー犯罪への対策					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25～29年度(平均)	平成30年度
業績指標	DNA型データベースの活用件数の増減率	遺留DNA型記録一致件数(注1)の前年度比増減率(%)	+12.5%	+12.8%	-1.7%	-0.5%	+21.2%	+8.9%	+2.9%
		遺留DNA型記録一致件数(件)	2,265	2,556	2,513	2,501	3,032	2,573	3,119
		被疑者DNA型記録一致件数(注2)の前年度比増減率(%)	+2.3%	-0.5%	-11.0%	-10.5%	-8.2%	-5.6%	-12.3%
		被疑者DNA型記録一致件数(件)	4,413	4,391	3,910	3,501	3,214	3,886	2,818
		比較対象参考指標②	-5.6%	-8.4%	-9.4%	-9.6%	-8.6%	-8.3%	-9.8%
		刑法犯認知件数の前年度比増減率(%)	-5.6%	-8.4%	-9.4%	-9.6%	-8.6%	-8.3%	-9.8%
(令和元年5月犯罪鑑識官作成)									
注1 遺留DNA型記録(犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録)が、データベースに登録された被疑者DNA型記録(被疑者から採取した資料のDNA型記録)と一致した件数									
注2 被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数									
達成状況:○	達成目標	DNA型データベースの活用件数の前年度比増減率について、刑法犯認知件数の前年度比増減率を上回る。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
	DNA型鑑定実施件数	鑑定実施件数(件)	287,285	308,579	309,725	299,805	304,314	301,942	290,715
	(令和元年5月犯罪鑑識官作成)								
	参考指標②	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25～29年度(平均)	平成30年度
	刑法犯認知件数の増減率	刑法犯認知件数の前年度比増減率(%)	-5.6%	-8.4%	-9.4%	-9.6%	-8.6%	-8.3%	-9.8%
	(令和元年5月犯罪鑑識官作成)								
参考指標③	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25～29年度(平均)	平成30年度	
不正プログラム解析件数(注3)	不正プログラム解析件数(件)	1,186	991	1,151	1,382	1,412	1,224	965	
(令和元年5月情報技術解析課作成)									
注3 警察庁(地方機関を含む。)が都道府県警察からの要請等により行った、不正プログラムの解析の件数									

業績目標達成のために 行った施策	○ 科学技術を活用した捜査のための研究の推進 犯罪捜査におけるDNA型鑑定資料の採取方法に関する研究、研修を行った。
	○ DNA型鑑定及びデータベースの効果的活用の推進【業績レビュー対象事業:24 DNA型鑑定の実施、28 犯罪鑑識官による鑑定】 各都道府県警察の鑑識課長、科学捜査研究所(室)長、捜査担当課長等を対象とした全国会議等において、DNA型鑑定資料の適正な採取、効果的なDNA型鑑定の実施及びDNA型データベースを充実させることの重要性等を指示することで、客観証拠を重視する捜査を推進した。
	○ DNA型鑑定基盤の整備【業績レビュー対象事業:24 DNA型鑑定の実施、28 犯罪鑑識官による鑑定】 ・都道府県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定をより効率的かつ的確に実施するため、31年度地方財政計画において、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費を要望し、容認された。 ・客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実を図るため、DNA型鑑定用資機材を整備した。
	○ 情報技術解析に係る取組の強化 情報技術解析用資機材等を整備し、警察庁に解析職員を増員して態勢を強化した。また、不正プログラムの解析等に関する専門知識・技術を習得させるための研修・訓練を実施して高度な技術を身に付けた職員の育成を行うとともに、情報技術解析に係る情報共有等を通じて国内外の関係機関等との連携を推進した。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠 業績指標①については、前年度と比較して遺留DNA型記録一致件数が約3%増加し、被疑者DNA型記録一致件数は約12%減少した。平成30年度の刑法犯認知件数が前年度比で約10%減少していることに鑑みれば、業績指標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①について、DNA型鑑定及びデータベースの効果的活用の推進、DNA型鑑定基盤の整備等の各種施策を推進したことにより、DNA型鑑定の効果的な実施やDNA型データベースを充実させることの重要性の認識等が一定程度定着したことが、目標をおおむね達成したこと寄与したものと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	【業績目標】 今後も、的確な犯罪捜査を推進するため、DNA型鑑定等の科学技術を積極的に活用する必要がある状況に変わりはないことから、引き続き、現在の業績目標を令和元年度の目標として設定する。 【業績指標及び達成目標等】 刑法犯認知件数及びDNA型鑑定実施件数が減少傾向にあるところ、今後も、治安情勢の影響を踏まえた適切な指標とするため、引き続き、刑法犯認知件数の増減率を参考指標とした上で、DNA型データベース活用件数の前年度比増減率を業績指標とし、当該率が刑法犯認知件数の前年度比増減率を上回ることを達成目標とする。 【引き続き推進】 引き続き、客観証拠を柱とした捜査・立証を推進するため、DNA型鑑定等の科学技術を効果的に捜査に活用するとともに、人的・物的な体制の充実等により、客観証拠の確実かつ適正な収集・鑑定に努める。

学識経験を有する者の 知見の活用	令和元年6月27日に開催した第36回警察庁政策評価研究会において、有識者から次のような意見があった。 ○ 評価結果の施策への反映の方向性に記載のある「人的・物的な体制の充実等」に関連するデータがあればわかりやすい。
---------------------	--

政策評価を行う過程に おいて使用した資料 その他の情報	犯罪統計
-----------------------------------	------

政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---------------	----------	--------

平成30年度実績評価書

基本目標3 業績目標1

(警察庁30-③)

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化					
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	79,790 <125,096,438>	77,008 <119,706,518>	66,186 <112,965,414>	64,229 <136,792,574>
		補正予算(b)	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	
		繰越し等(c)	0 <8,080,084>	0 <18,154,694>		
		合計(a+b+c)	79,790 <152,048,563>	77,008 <178,264,623>		
執行額(千円)	39,415 <124,164,629>	47,194 <117,470,023>				
※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (1) 暴力団対策等の推進・強化 (2) マネー・ローンダリング対策 (3) 薬物対策の推進					
	○ 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定) 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	暴力団構成員等 (注1)の数		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25~29 年(平均)	平成30 年
		暴力団構成員等(人)	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	46,520	30,500
		(平成31年4月組織犯罪対策企画課作成)							
		注1 暴力団構成員及び準構成員等(暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの)。準暴力団(暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるもの)に属する者についても、これに当てはまるものについては計上されている。							
達成状況:◎	達成目標	暴力団構成員等の数について、過去5年間の平均値を下回る。							
業績指標②	項目	基準					実績		
薬物事犯の検挙件数及び検挙人員		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25~29 年度(平均)	平成30年度	
		検挙件数(件)	18,304	18,630	19,920	19,409	19,114	19,075	19,535
	検挙人員(人)	12,965	13,294	13,800	13,401	13,534	13,399	13,868	
※ 平成30年度は暫定値 (平成31年4月薬物銃器対策課作成)									
達成状況:◎	達成目標	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。							

参考指標①	項目	基準					実績		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25~29 年度(平均)	平成30年度	
	暴力団構成員等の 関与する事件の検 挙件数及びこれら 事件における検挙 人員	検挙件数(件)	42,115	39,197	38,872	35,616	29,529	37,066	28,069
		検挙人員(人)	23,462	22,083	21,726	19,797	17,122	20,838	16,609
※ 平成30年度は暫定値 (平成31年4月暴力団対策課作成)									

参考指標②	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25～29 年度(平均)	平成30年度
		暴力団排除条例の適用件数	適用件数(件)	81	63	92	91	98
(平成31年4月暴力団対策課作成)								
参考指標③	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29 年(平均)	平成30年
組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等(注2)の没収額・追徴額(注3)	組織的犯罪処罰法(千円)	17,133,324	525,782	4,123,454	2,054,995	2,824,242	5,332,359	729,333
	麻薬特例法(千円)	522,558	334,574	205,269	304,652	356,522	344,715	274,947
(平成31年4月組織犯罪対策企画課作成)								
注2 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産								
注3 第一審裁判所において行われる通常の公判手続における没収額・追徴額(実績値は法務省資料に基づくもので、金額は千円未満切捨て)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 暴力団犯罪の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】</p> <p>暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団関係事件の情報収集を徹底するなど暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。</p>
	<p>○ 暴力団対策法の積極的・効果的な運用【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業】</p> <p>中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法第31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策法改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的な運用を推進した。</p>
	<p>○ 暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】</p> <p>暴力団及び暴力団関係者について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友ざり関係等組織実態の解明を推進した。</p>
	<p>○ 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】</p> <p>暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、暴力団員等に係る組織的犯罪処罰法の適用状況、不法収益の剥奪状況を収集・分析するなどし、同法の積極的な適用を推進した。</p>
	<p>○ 暴力団排除条例の定着化の促進【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業】</p> <p>各都道府県警察が暴力団排除条例に基づく行政措置を積極的に適用するよう指導するなどにより、条例の定着化を図った。</p>
	<p>○ 各種暴力団排除活動の推進【行政事業レビュー対象事業:30-2 暴力団構成員の社会復帰対策に関する調査研究、34 組織犯罪対策】</p> <p>関係機関・団体と連携し、全国暴力追放運動大会の開催、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策、公共事業をはじめとする各種事業や各種取引等からの暴力団排除及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策を推進した。</p>
	<p>○ 薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】</p> <p>各都道府県警察の薬物事犯捜査を指揮する捜査幹部に重点的に推進すべき事項等を理解させるための会議を開催するなどして、末端乱用者の検挙のみならず、薬物密輸・密売組織の中核に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。</p>
	<p>○ 密輸・密売対策用資機材の整備</p> <p>薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するための整備資機材を整備した。</p>
	<p>○ 国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化【行政事業レビュー対象事業:34 組織犯罪対策】</p> <p>国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。</p>
	<p>○ 捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修等の実施【行政事業レビュー対象事業:34 組織犯罪対策】</p> <p>組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法、効果的な整備資機材の活用方策等に関する研修を行うとともに、関係機関と連携した合同訓練を行うなど、捜査力の向上を図った。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	◎: 目標達成
	目標の達成状況	判断根拠 業績指標①については、平成30年の暴力団構成員等の数が過去5年間の平均値を下回ったことから、目標を達成したものと認められる。 業績指標②については、平成30年度中の薬物事犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも過去5年間の平均値を上回っており、目標を達成したものと認められる。 したがって、現行の取組には効果が認められることから、業績目標については、「目標達成」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」により、暴力団の活動の基盤となる資金源に打撃を与え、検挙により暴力団構成員等を社会から隔離したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。 業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」により、薬物に関する各種法令を積極的に活用し、末端乱用者や薬物密輸・密売組織への取締りを徹底したこと等が、目標の達成に寄与したと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、組織犯罪対策を強化するため、暴力団構成員等の数を減少させるなどすることにより、暴力団等犯罪組織の存立基盤を弱体化させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を令和元年度の目標等として設定する。 【引き続き推進】 暴力団対策では、引き続き、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りを徹底し、暴力団対策法を効果的に運用するとともに、暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層推進する。特に、最大勢力である六代目山口組が3団体に分裂し、対立抗争事件等が発生するなど、警戒を必要とする状況であることから、引き続き、取締りや警戒の強化を図るとともに、暴力団対策法の効果的運用に努めるなど、暴力団の危険な活動の抑止を図る。 薬物対策では、引き続き、外国の取締機関との緊密な情報交換等により海外薬物組織と暴力団等国内密売組織の結節点の解明を図るとともに、末端乱用者の検挙のみならず、薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取組を推進する。 マネー・ローンダリング対策では、引き続き、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益等の剥奪を徹底する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年6月27日に開催した第36回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成30年における組織犯罪の情勢」(平成31年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課) ○ 「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(平成30年)」(平成31年2月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室) ○ 平成30年犯罪白書及び法務省刑事局公安課から提供を受けた没収額・追徴額に係る情報 ○ 犯罪統計
---------------------------	---

政策所管課	組織犯罪対策企画課、暴力団対策課、薬物銃器対策課	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	--------------------------	----------	--------

平成30年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

(警察庁30-④)

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	国際組織犯罪対策の強化					
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	79,790 <125,096,438>	77,008 <119,706,518>	66,186 <112,965,414>	64,229 <136,792,574>
		補正予算(b)	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	
		繰越し等(c)	0 <8,080,084>	0 <18,154,694>		
		合計(a+b+c)	79,790 <152,048,563>	77,008 <178,264,623>		
執行額(千円)	39,415 <124,164,629>	47,194 <117,470,023>				
※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標3・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <p>Ⅲ 戦略の内容</p> <p>4 社会を脅かす組織犯罪への対処</p> <p>(5) 国際組織犯罪対策</p> <p>(6) 組織的に敢行される各種事犯への対策</p> <p>6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策</p> <p>(2) 不法滞在等対策</p>					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	来日外国人による 共犯事件(注1)の 包括罪種別検挙件 数		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25~29 年度(平均)	平成30年度
		凶悪犯	39	24	26	24	20	27	21
		窃盗犯	4,551	2,811	2,596	2,471	3,126	3,111	2,495
		知能犯	262	246	252	543	475	356	472
	※ 平成30年度は暫定値 (平成31年4月国際捜査管理官作成)								
	注1 共犯事件は国際犯罪組織によらないものも含んでいるが、来日外国人による共犯事件の中には、組織的に敢行された事例が多く見られることから、指標としたもの。								
	達成状況:△	達成目標	来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数のうち、凶悪犯、窃盗犯及び知能犯について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。						
	業績指標②	項目	基準					実績	
	国際組織犯罪を助 長する犯罪インフ ラ事犯の検挙件数 及び検挙人員	偽装 結婚等 (注2)	検挙件数 (件)	154	150	102	94	85	117
検挙人員 (人)			457	383	358	302	231	346	185
旅券 等偽 造		検挙件数 (件)	131	225	209	144	226	187	314
		検挙人員 (人)	119	211	191	133	150	161	222
不法 就労 助長		検挙件数 (件)	369	393	392	391	396	388	385
		検挙人員 (人)	369	416	425	439	444	419	429
※ 平成30年度は暫定値 (平成31年4月国際捜査管理官作成)									
注2 偽装結婚及び偽装認知									
達成状況:○	達成目標	犯罪インフラ事犯のうち、偽装結婚等、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。							

業績指標③	項目	基準						実績	
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年	
国外逃亡被疑者等(注3)(うち外国人)の検挙人員(注4)	検挙人員(人)	43	36	34	34	77	45	64	
	(平成31年4月国際捜査管理官作成)								
達成状況:◎		達成目標	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。						

参考指標①	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25～29年度(平均)	平成30年度
		来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数	10,757	9,506	9,386	9,696	10,683	10,006
		※ 平成30年度は暫定値 (平成31年4月国際捜査管理官作成)						
参考指標②	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25～29年度(平均)	平成30年度
来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数	凶悪犯検挙件数(件)	124	140	141	145	136	137	158
	粗暴犯検挙件数(件)	920	1,025	1,101	1,102	1,143	1,058	1,198
	窃盗犯検挙件数(件)	7,799	6,526	6,164	5,972	6,653	6,623	5,538
	知能犯検挙件数(件)	620	557	559	984	1,231	790	999
	風俗犯検挙件数(件)	101	147	127	161	130	133	193
	その他の刑法犯(件)	1,193	1,111	1,294	1,332	1,390	1,264	1,216
		※ 平成30年度は暫定値 (平成31年4月国際捜査管理官作成)						
参考指標③	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
国外逃亡被疑者等の推移	国外逃亡被疑者等の数	798	745	740	707	668	732	631
	(人)うち外国人	650	624	621	581	538	603	512
		※ 数値は各年の12月末現在 (平成31年4月国際捜査管理官作成)						

業績目標達成のために 行った施策	○ 国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】 都道府県警察に対する個別指導の実施等により、国際犯罪組織の活動実態、資金獲得活動等の解明に努めるとともに、国際組織犯罪の取締りの強化を図った。
	○ 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】 個別検討会の開催等により、犯行手口や捜査手法等に関する情報共有を推進し、偽装結婚、偽装認知、旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りの強化を図った。
	○ 事前旅客情報システム(APIS)及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用 法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗務員に関する情報と警察庁が保有している指名手配等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な活用を図った。
	○ 国外逃亡被疑者等対策の推進【行政事業レビュー対象事業:34 組織犯罪対策】 国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な手配等により、関係機関等と連携してその国外逃亡を阻止するとともに、国外逃亡した被疑者については、外国治安当局と連携を図り、身柄の確保を推進した。
	○ 各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化【行政事業レビュー対象事業:34 組織犯罪対策】 治安当局担当者間の二国間協議等を開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図った。
	○ 国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 警察大学校国際警察センターにおいて、都道府県警察の国際捜査や国際捜査共助を担当する警部及び警部補を対象として、担当業務に必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施した。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>業績指標①については、凶悪犯及び窃盗犯の検挙件数は、過去5年間の平均値を下回り、目標の達成には至らなかった。知能犯の検挙件数は目標値を上回ったものの、全体としては達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標②については、偽装結婚等の検挙件数及び検挙人員は過去5年間の平均値を下回ったが、旅券等偽造については検挙件数・人員ともに過去5年間の平均値を上回っており、また、不法就労助長は検挙人員が過去5年間の平均値を上回り、検挙件数も過去5年間の平均値に対する達成率は99.2%で平均並みの水準にあることから、おおむね目標は達成したと認められる。</p> <p>業績指標③については、国外逃亡被疑者等の総数が減少傾向にある中で、検挙人員が過去5年間の平均値を上回り目標を達成した。</p> <p>したがって、一部業績指標では目標値を下回っているものの、総合的に判断して、業績目標の達成状況は「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、偽造クレジットカードを使用した詐欺等の知能犯について、都道府県警察間での情報共有や合・共同捜査の調整等を推進したことが一定程度有効であったと考えられるが、凶悪犯及び窃盗犯は目標値を下回っており、取組が十分ではなかったと認められる。</p> <p>業績指標②については、個別検討会の開催等により犯罪インフラ事犯の犯行手口や捜査手法に関する情報共有等を推進したことが、目標をおおむね達成したことに寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、迅速かつ的確な手配を徹底したこと等により、国外逃亡被疑者等の検挙人員が目標値を上回ったと考えられる。</p>
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標】 今後も、治安上の重要な課題である国際組織犯罪に適切に対処する必要があることから、引き続き、現在の業績目標を令和元年度の業績目標として設定する。</p> <p>【業績指標及び達成目標】 業績指標②について、偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的として「日本人の配偶者等」の在留資格を取得するための手段であるが、ブローカーへの報酬等として多額の費用がかかることとされていることや、精巧な偽造在留カードなど、就労可能な在留資格を偽装するためのより安価な代替手段の存在等により、犯罪インフラとしての必要性・重要性の低下がうかがわれることから、今後は、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員のみを業績指標とする。</p> <p>業績指標③の達成目標については、国外逃亡被疑者等の数が減少傾向にあることから、情勢の変化を踏まえたより適切なものとするため、「過去5年間の平均並みの水準を維持する」に変更する。</p>	
評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 今後も来日外国人の一層の増加が見込まれる中、国際犯罪組織の日本への浸透が懸念されるほか、スマートフォンの電子決済機能を悪用した詐欺等、犯罪インフラ事犯の新たな手口も見られるところであり、これらが治安の悪化につながることはないよう、引き続き国際組織犯罪対策に取り組む必要がある。そのため、国際犯罪組織の実態解明、国際組織犯罪の取締り、犯罪インフラ対策の実施等を引き続き推進する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	令和元年6月27日に開催した第36回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成30年における組織犯罪の情勢」(平成31年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課) ○ 犯罪統計
---------------------------	---

政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---------	----------	--------

平成30年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

(警察庁30-⑤)

基本目標	安心できるIT社会の実現					
業績目標	サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止					
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。					
基本目標に関する 予算額・執行額	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	185,282 <125,096,438>	178,798 <119,706,518>	933,492 <112,965,414>	575,930 <136,792,574>
		補正予算(b)	0 <18,872,041>	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	
		繰越し等(c)	0 <8,080,084>	0 <18,154,694>		
		合計(a+b+c)	185,282 <152,048,563>	178,798 <178,264,623>		
執行額(千円)	168,647 <124,164,629>	166,274 <117,470,023>				
※ 上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方 針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築					
	○ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 第2 具体的施策 Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり [1] データ駆動型社会の共有インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) サイバーセキュリティの確保					
	○ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定) 4 目的達成のための施策 4.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 4.2.1 国民・社会を守るための取組 (2) サイバー犯罪への対策					
業績目標	業績指標①	実績				
	サイバー犯罪対策 に係る取組状況 (事例)	【事例1】 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)(注1)との連携により、不正に入手したクレジットカード情報を使用した不正宿泊事案の実態を解明し、同カード情報を使用して無登録で業として旅行業を営んでいた被疑者を検挙するとともに、解明した犯行手口についてJC3を通じて旅行業関連企業に情報提供を行うなどの被害防止対策を実施した。 注1 我が国における新たな産学官連携の枠組みとして平成26年から業務が開始された一般財団法人				
	達成状況:○	達成目標	サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。			
	業績指標②	実績				
サイバー攻撃対策 に係る取組状況 (事例)	【事例1】 平成30年10月、大阪府警察及び近畿管区警察局は、サイバーテロ対策協議会(注2)を開催し、G20大阪サミットを見据えたサイバー攻撃対策の一環として、民間の有識者から、大規模イベントで発生が予想されるサイバー脅威に関する講演を実施したほか、サイバー攻撃の対処に資する演習を実施するなど、重要インフラ事業者等のセキュリティレベルの向上の促進を図った。 注2 警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成する協議会					
達成状況:○	達成目標	関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。				

参考指標①	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
サイバー犯罪(注3)の検挙件数	合計(件)	8,113	7,905	8,096	8,324	9,014	8,290	9,040
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	980	364	373	502	648	573	564
	不正指令電磁的記録に関する罪、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	478	192	240	374	355	328	349
	児童買春・児童ポルノ法違反	1,616	1,741	1,881	2,002	2,225	1,893	2,057
	詐欺	956	1,133	951	828	1,084	990	972
	著作権法違反	731	824	593	586	398	626	691
	上記以外の罪種	3,352	3,651	4,058	4,032	4,304	3,879	4,407
	(平成31年3月情報技術犯罪対策課作成) 注3 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪							
参考指標②	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	84,863	118,100	128,097	131,518	130,011	118,518	126,815
	詐欺・悪質商法	36,237	58,340	67,026	67,480	67,268	59,270	58,477
	迷惑メール	10,682	14,185	16,634	14,583	11,511	13,519	16,465
	名誉毀損・誹謗中傷	9,425	9,757	10,398	11,136	11,749	10,493	11,406
	インターネット・オークション	5,950	6,545	6,274	5,440	5,771	5,996	4,883
	不正アクセス・ウイルス	6,220	9,550	7,089	9,530	11,936	8,865	12,113
	違法情報・有害情報	3,132	5,080	4,854	6,913	4,024	4,801	3,879
	その他	13,217	14,643	15,822	16,436	17,752	15,574	19,592
(平成31年3月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標③	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額	発生件数(件)	1,315	1,876	1,495	1,291	425	1,280	322
	被害額(万円)	140,600	291,000	307,300	168,700	108,100	203,140	46,100
(平成31年3月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標④	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報(注4)件数	違法情報(件)	30,371	35,013	72,073	33,284	27,016	39,551	35,951
	(平成31年4月情報技術犯罪対策課作成) 注4 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報							
参考指標⑤	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成26～29年(平均)	平成30年
サイバー防犯ボランティア団体数	サイバー防犯ボランティア団体数(団体)		199	224	202	221	212	244
	(平成31年3月情報技術犯罪対策課作成) ※ 数値は各年の12月末現在							

参考指標・参考事例

参考指標⑥	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
標的型メール攻撃の把握件数(注5)	標的型メール攻撃の把握件数(件)	492	1,723	3,828	4,046	6,027	3,223	6,740
	(平成31年1月警備企画課作成) 注5 警察と情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との間でサイバー攻撃に関する情報共有を行う枠組みである「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の連携事業者等(平成31年1月現在、7,777の事業者等)から報告を受けた件数							
参考指標⑦	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
サイバーテロ(注6)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
	(平成31年1月警備企画課作成) 注6 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの							
参考指標⑧	項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年(平均)	平成30年
サイバー空間における探索行為等(注7)とみられるアクセス件数	アクセス件数(件/日・IPアドレス)(注8)	310.1	491.6	729.3	1,692.0	1,893.0	1,023.2	2,752.8
	(平成31年1月情報技術解析課作成) 注7 インターネットとの接続点に設置しているセンサー(1つのセンサーにつき1IPアドレスが付与されている)において検知した、各種攻撃を試みるための探索行為を含む、通常のインターネット利用では想定されない接続情報 注8 アクセス件数の1日・1IPアドレス(センサー)当たりの平均値							

- 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業:58 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成 61 サイバー犯罪取締りの推進】
効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注9)を活用し、サイバー犯罪や違法情報の取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、高度情報技術解析センター(注10)を中心に不正プログラムの効率的な解析を推進した。
注9 特定のサイバー犯罪の初期捜査やインターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式
注10 特に高度な技術を要する電子機器・電磁的記録の解析の実施やその解析に必要な技術的手法の開発を行うため、警察庁に設置されたもの
- 警察職員への研修等による警察のサイバー攻撃対策のための体制の強化【行政事業レビュー対象事業:58 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成 63 サイバー攻撃対策の推進、64 大規模産業型制御システム模擬装置整備】
サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法に関する民間委託による訓練等を実施したほか、サイバー攻撃に関する情報収集及び分析のための資機材を運用するなど、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止のための体制強化を推進した。
- 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進
サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図るため、リアルタイム検知ネットワークシステム(注11)の運用により、サイバー攻撃の予兆及び実態の把握を推進した。
注11 インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等を集約・分析することで、DoS攻撃の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするシステム
- 情勢に対応した訓練環境の充実【行政事業レビュー対象事業:58 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成】
各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を用い、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施した。
- 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業:60 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】
民間団体等が主催するシンポジウム、情報通信技術関連イベント等において講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトや警察庁ウェブサイト「@police」、警察庁公式twitterアカウント等を活用し、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。
- サイバーテロ対策協議会(注12)、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携
サイバーテロ対策協議会等を通じた情報セキュリティに関する情報提供、制御システムへのサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の重要インフラ事業者等と連携するなど、サイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を推進した。
注12 警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成する協議会
- 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携
サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク(注13)を通じて事業者等から提供されたサイバー攻撃に関する情報等の集約・分析、その結果に基づく注意喚起等により、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等と連携するなど、サイバーインテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を推進した。
注13 警察と情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うネットワーク

業績目標達成のために
行った施策

	<p>○ 国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化 G7ハイテク犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪に係る二国間協議等への出席、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p>
	<p>○ 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進【61 サイバー犯罪取締りの推進】 海外サーバに開設された偽サイト等に関する情報を、国内外の関係団体等へ提供し、インターネット利用者がこれらのサイトを閲覧しようとしたときに、コンピュータ画面に警告を表示させる依頼を行うなど、効果的に偽サイト等への対策を推進した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
	<p>○ 情報技術解析に係る関係機関との連携強化 情報技術解析に係る関係機関と情報共有を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。さらに、情報技術解析に資する技術情報の収集等を図るため、民間事業者等との協力関係構築に取り組んだ。</p>
	<p>○ 産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業:60 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等、61 サイバー犯罪取締りの推進】 産学官連携によるサイバー空間の脅威への対処を目的とするJC3の活動への参画等により、サイバー犯罪情勢や対策の在り方、インターネットに係る最新の技術に関する情報等について情報交換を行い、民間企業との協力を推進した。</p>
	<p>○ インターネット・ホットライン業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業:59 インターネット・ホットライン業務】 一般のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいて、通報を受けたインターネット上の違法情報等に関し、サイト管理者等に対して、平成30年中は違法情報1,668件の削除依頼を行い、このうち1,482件(88.8%)が削除された。また、平成29年10月に発覚した神奈川県座間市における殺人事件を踏まえ、平成30年1月から、有害情報のうち、自殺誘引等情報についてもインターネット・ホットラインセンターにおいて取り扱うこととした。インターネット・ホットラインセンターにおいて、通報を受けた自殺誘引等情報に関し、サイト管理者等に対して、平成30年中は2,466件の削除依頼を行い、このうち1,814件(73.6%)が削除された。</p>
<p>○ サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業:59 インターネット・ホットライン業務】 警察庁ウェブサイトにおいて、全国のサイバー防犯ボランティア活動の参考となるような取組を行っている団体を公表したほか、具体的なサイバーパトロールの方法の教示等を行い、サイバー防犯ボランティア団体の活動を推進した。</p>	

評価の結果	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり	
	目標の達成状況	判断根拠	<p>業績指標①については、平成30年度中、サイバー関連事業者等との連携を強化し、情報提供や注意喚起、被害防止対策等を積極的に推進したことから、目標をおおむね達成したといえる。 業績指標②については、平成30年度中、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化したことから、目標をおおむね達成したといえる。 各業績指標は目標を達成したものの、平成30年中は、標的型メールの把握件数(参考指標⑥)及びサイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数(参考指標⑧)が過去最多となり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標②)が引き続き高い水準となったことから、本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成は道半ばであると考えられる。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、「実績」欄に掲げた事例をはじめとして、JC3等の関係機関・団体と連携した対策の強化や注意喚起等の取組を推進したことが目標の達成に寄与したと考えられる。 業績指標②については、重要インフラ事業者等、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との共同対処訓練の実施、情報共有等の取組が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安心できるIT社会の実現を目指すため、サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止が必要であることから、現在の業績目標等を引き続き目標等として設定する。</p> <p>【引き続き推進】 サイバー空間における脅威は依然として深刻な状況にあるといえることから、引き続き、人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化、民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化、被害防止のための広報啓発の推進等に取り組む。</p>	

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>令和元年6月27日に開催した第36回警察庁政策評価研究会において、有識者から次のような意見があった。 ○ 定性的な指標で「◎」と評価することが難しいのであれば、定量的な指標の設定について考える余地があるのではないか。</p>		
<p>政策評価を行う過程において 使用した資料 その他の情報</p>	<p>○ 「平成30年の犯罪情勢【暫定値】」(平成31年2月警察庁長官官房総務課) ○ 「平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(平成31年3月警察庁長官官房総務課)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>企画課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、 情報技術解析課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>